9 日本共産党県議団が提出した意見書・決議(案)

- 1 国民生活を破壊し、日本経済へ大打撃を与え る消費税増税の、来年4月実施を中止するよう 国に求める意見書(案)
- 2 福島第一原発の放射能汚染水について責任持った対応を国に求める意見書(案)
- 3 教育現場の自主性を尊重し、教育環境整備に 全力を尽くす決議(案)

国民生活を破壊し、日本経済へ大打撃を与える消費税増税の、 来年4月実施を中止するよう国に求める意見書(案)

10月1日、安倍首相は2014年4月から消費税の税率を8%に増税すると表明した。これだけでも8兆円を超える、史上最大の大増税である。

しかしながら、今の日本経済は消費税を増税できる状況にはない。8月の完全失業率は前月比で0.3%悪化し、同月の1世帯あたり消費支出は実質で前年同月比1.6%減少している。このような状況のもと、史上空前の大増税で所得を奪い取れば、国民の暮らしと営業を破壊するだけでなく、日本経済を奈落の底に突き落とすことになることは火を見るより明らかである。

安倍首相はあわせて、消費税増税で深刻な景気悪化が起きることを認め、6兆円規模の経済対策の実施を表明した。8兆円もの大増税で景気を悪化させる一方で、6兆円もの「景気対策」をばらまくことは、経済対策としても財政政策としても支離滅裂である。その上、経済対策の

内容は大型公共事業の追加とともに、復興特別 法人税の廃止や投資減税などの大企業減税が大 半を占め、法人税率の引き下げについても「早 期に検討を開始する」としている。所得が大き く減っている国民から8兆円も奪い、270兆円 にも及ぶ巨額の内部留保を抱える大企業に減税 をばらまくのは、道理のかけらもない。

消費税増税の「法律通り」実施について、国 民は2割から3割程度しか賛成していない。帝 国データバンクの調査によれば、埼玉県内企業 の57.6%が、消費税増税は業績に悪影響があ ると回答している。安倍首相が表明した消費税 増税の「決断」は、多数の国民の声に背を向け る暴挙である。

よって、国においては、2014年4月からの消費税増税の実施を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見 書を提出する。

福島第一原発の放射能汚染水について責任もった対応を国に求める意見書(案)

東京電力福島第一原子力発電所では、地下水 の流入により毎日400トンもの高濃度汚染水が 増え続けている。そのうえ、放射能に汚染され た地下水の一部は海に流出し、貯留タンクから 汚染水が相次いで漏れ出すなどの放射能汚染の 拡大を制御できない非常事態に陥っている。

このような状況のなか、問題の解決を東電だけに任せられないと政府は「汚染水問題に関する基本方針」(9月3日)を策定し、「国が前面に出て、必要な対策を実施していく」「内外の技

術や知見を結集し、政府が全力をあげて対策を 実施する」とした。

しかしながら、安倍政権は「状況はコントロールされている」として、いまだ「収束宣言」を撤回せず、むしろ原発の再稼働と輸出のための活動を強めている。また、「事故対応能力」も「当事者能力」もない東電を汚染水対策の責任主体とする立場も変えていない。これらの姿勢が汚染水問題の解決にとって大きな障害となっている。

いま緊急かつ最重要の課題は、原発への態度やエネルギー政策の違いをこえて、汚染水問題

の抜本的解決を最優先にすえ、東電は破たん処 理したうえで汚染水問題の解決と事故の収束に、 政府やすべての政党はもちろん、科学者、技術 者、産業界の英知と総力を結集することである。

よって、国においては、「放射能で海を汚さない」ことをあらゆる対応の基本原則とし、国家の非常事態という認識のもと、あらゆる英知を結集して汚染水問題に全面的な責任を果たすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

教育現場の自主性を尊重し、教育環境整備に全力を尽くす決議(案)

県議会文教委員会は9月2日と13日の2日間にわたって、県立高校日本史教科書の採択について閉会中審査を行い、「高校日本史教科書採択の再審査を求める決議」を可決した。教科書検定に合格した教科書の記述の一部をことさら問題視し、手続的に何ら問題のない教科書採択の再考を求めることは、教育行政の自主性を脅かす不当な政治的圧力であり、断じて許されない。

教育基本法第16条は「教育は不当な支配に 服することなく、この法律及び法律の定めると ころにより行われるべきもの」とし、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律は第23条第 6項で教科書その他の教材の取り扱いに関する ことは教育委員会の職務権限としている。今回 の文教委員会のように、県教育委員会の教科書 採択について教科書の内容にまで踏み込んで議 会が介入することはあってはならないことであ る。 そもそも教育は教師と子どもたちとの人格的な接触を通じておこなわれる文化的な営みである。現場の教師が生き生きと自由闊達に子どもたちと語り合い、学び合うなかでこそ子どもたちの人格的成長と学力の向上を保障することができる。そのためには、学校現場の教師集団が学校の特色や生徒の実情に即して、もっとも最適な教科書を自由に選定できることが大切である。

議会と行政の役割は、現場が全力で子どもたちと向き合えるよう、教育環境を整備することにある。

よって、本議会は、教育現場の自主性を尊重 し、文教委員会の決議を撤回し、不当な介入を 中止する。すべての子どもたちが生き生きと学 ぶことができる学校づくりのために、教育環境 の整備に全力を尽くすものである。

以上、決議する。